

規制改革推進会議（第22回） 議事概要

- 1．日時：平成29年11月17日（金）16:43～17:36
- 2．場所：4号館12階共用1208会議室
- 3．出席者：
（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、飯田泰之、江田麻季子、高橋滋、野坂美穂、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏
（政府）梶山大臣、松本副大臣、河内内閣府事務次官、前川内閣府審議官
（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、荒木参事官、石崎参事官、佐脇参事官、谷輪参事官、中沢参事官、西川参事官、福田参事官

4．議題：

（開会）

- 1．「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」の事後報告について
- 2．保育制度の見直しに係る審議状況について
- 3．電波割当制度の改革に係る審議状況について

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 皆さん、こんにちは。第22回「規制改革推進会議」を開会いたします。

本日は、古森委員、長谷川委員、吉田委員が御欠席です。

梶山大臣、松本副大臣は、後ほどお見えになります。

本日は、9月11日の会議で、年内をめどに解決の道筋を示すべき重要事項として決定いたしました、林業、保育、電波の3案件について、審議状況を各座長より御報告いただきます。

最初に、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」について、これは事後報告になりますが、飯田座長よりお願いいたします。

飯田委員 今期の大きなテーマの1つとして、林業の成長産業化を目標に、専門委員についても、林業の専門家の方を交えまして、新たな提言を取りまとめました。

提言の内容といたしますか、本体については、資料1のとおりであります。

少し長いので、かいつまんで説明いたしますと、現在、日本国内の人工林の約半数が、いわゆる本格的な伐採の時期に移行しつつあります。その一方で、このような主伐期に当たる人工林の年間生産量のうち、活用されているのは4割にすぎない状態です。このような状況をもたらしました理由としましては、全国的に意欲のある森林組合等はふえてきて

はいるのですが、森林所有者の多くが、小規模零細であることから、経営に関する意欲が非常に低い状態です。このような状況の中で、コスト削減と高付加価値化を目指す通常の産業のようなプロセスが、働かなくなっております。

このような状況を脱するために、対応すべき事項としましては、大きな方針としまして、林業、林地の集積と集約化によって、生産林として整備していく人工林を確定する。そういった市場にのる、採算のとれる人工林に対しては、整備する路網の規模や国産材の供給見込み、さらには川上から川下まで、林業全体の付加価値生産額等について、KPIを設定し、その目標の実現に向けた施策の工程表を作成するべきである。この時期は、来年の半ばまでに明らかにする必要があると考えております。

小規模零細で、経営意欲を失っている森林所有者の経営を、意欲と能力のある経営体に集積・集約化すること。

生産性の高い森林についてのみ、路網の整備等の重点化を図ること。

3番目に、サプライチェーンの整備とともに、マーケットインの発想から、高付加価値な木材供給の体制を実現すること。

その際に、民間事業者が最大限活用されるべきであること。

こういったことを基本方針としまして、新たな森林管理システムに関する事項を提言いたします。

一番重要なポイントとしましては、(1)の1.の になると思うのですが、森林所有者の森林管理の責務を明確化する。つまりは、森林を所有しているならば、その森林についての管理、生産林として市場に木材を供給していくのか、そうでない場合には、森林の持つ多面的な機能を維持するような手入れを行っていくのか、こういった責務を明確化すること。

森林所有者が森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託すること。

市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が間伐等の公的管理を進めること。

これが基本となる1つの仕組みになります。

このような森林管理委託の実効性を担保するために必要な措置としましては、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあっては、市町村への管理委託が進む動機づけをつくること、責務が果たされない、さらには市町村への委託も行われなかった場合には、裁定等によって、迅速に市町村管理に委ねるなど、実効性のある仕組みとすること。

こういった実効性のある仕組みづくりを通じまして、経営の集約・集積を進める必要がある。

その結果として、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す仕組みをつくっていくこと。その一方で、こういった市場を通じた、または市場での価値を持ち得ない森林については、管理コストが小さくなる、育成複層林に転換することを促

進すること。

このような新システムについての財源に関して、森林環境税、現在は仮称ですが、その活用なども視野に入れて、提言を行っていく必要があるかと思えます。

あわせて、これらの仕組みで、最も大きなハードルの1つでありますのが(8)所有者不明森林への対応になるかと存じます。新システム構築にあわせて、所有者不明森林については、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が、共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し、経営・管理の委託を行えるようにすべきであること。

以上が森林管理に関してなのですが、このような管理システムを生かした上で、森林の成長産業化を進める必要があるかと思えます。

3の ですけども、長期・大口ロットでの事業展開、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方法を検討、実施すること。

ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化を進めること。さらにその促進のために、情報の整理、集約の方策を検討すること。このような施策を通じて、林業の成長産業化に向けた、生産流通構造改革の担い手、一口で言えば、意欲のある林産家に政策資源を重点的に投入することなどが考えられます。

その一方で、木材需要自体が、高度成長期をピークに、以降、国内の木材需要は低迷が続いている。これに対しては(2)木材の利活用を制限している規制や基準等を見直すこと。中でも、中高層の木造建築、非住宅木造建築の振興に資する形での各種規制の見直しを行うこと。

国有林に関しては、民間活力の導入に関しての検討を開始すべきであることなどを提言しております。

の2で示しました、森林管理システムによる森林経営・管理を集約化することで、多くの森林が主伐期を迎える中で、喫緊の課題となっている森林管理の問題に対応し、これについては、早急に成案を得て、実現を目指すべきであると提言させていただきたいと思えます。

また、これに対して、木材の需要にかかわる部分、 の3で示した事項への対応も必要とされる。政府においては、農水省を中心に、新たな森林管理システムを活用して、林業を成長産業へと転換させるビジョン、その具体的な成長の目標の設定を引き続き検討し、来年央までに結論を得て、具体策を提示するべきである。

以上が、農林ワーキング・グループからの提言となっております。

大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 2ページの2の(1)の1.の です。基本的に市町村にやってもらうというのは、いいと思うのですけれども、ただ、実際に市町村が担い切れるのか。広範囲な森

林があって、広範な森林を持っているところは、中山間地の行財政能力が低い市町村だと思しますので、本当に担い切れるのかというのは、若干危惧するところなのですが、その辺は、どういうふうにお考えでしょうか。

飯田委員 現在のところだと、市町村の管理すら、めどが立っていない状況にあります。例えば、共有されている森林についての委託のための権利確定ができない状況ですので、その進捗を通じて、市町村が管理できる森林をふやしていくというのが第一の方針になっております。その一方で、市場価値がない森林、管理不可能な森林については、徐々に、例えば育成複層林のような形で、森林の形態自体の転換を進めていくことになるかと思えます。

佐脇参事官 担当参事官から、1点、補足をお許しいただければと思います。

飯田委員 よろしく申し上げます。

佐脇参事官 3ページ目の(5)でございますが、市町村行政の補完等のための仕組みの整備というパラグラフがあるかと思えます。広域になりますと、都道府県レベルでは、市町村に対し、相対的に十分な人材・ノウハウをまだ存置しているという、農林水産省からの説明がございまして、現在、都道府県がより積極的に関与できるようなスキームにつきまして、しかるべき制度化を含め、検討されているということで、それを実効あるものという趣旨がここに記載されております。

高橋委員 わかりました。どうもありがとうございました。

大田議長 ほかにありますでしょうか。林委員、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

私はこのワーキング・グループに出させていただいて、林業の皆様からのヒアリングを伺い、大変勉強になるところがございました。

特に4ページ目の(2)にあります、「木材の利活用を過度に制限している規制・基準等を見直すこと」というところでは、「建築物の強度や防耐火性能、公共施設など、公衆が利用する建築物に関する規制」を挙げています。例えばカナダでは、18階建てビルの木造が可能であるとか、木の家はCO₂排出量がRCの4分の1であるとか、また、介護施設や学校といった、公共建物への木材建築が及ぼす好影響ということも、ヒアリングの中で学びました。ぜひとも農水省に限らず、各省庁で、こういった関係の規制の見直しを進めていただきたいと思います。

以上です。

大田議長 飯田座長、何か補足はありますか。

飯田委員 特にございません。

大田議長 ほかはいかがでしょうか。八代委員、どうぞ。

八代委員 今の点と同じですが、木材を活用するときに、建築基準法がかなり障害になっているわけです。これは、昔、構造改革特区でやったのですが、昔のお城をつくり直すと、建築基準法違反になるのです。だから、コンクリートのお城ばかりできるのですが、

たしか掛川市が特区を使って木造のお城を再建したことがあった。昔できたことが、なぜ今できないのかという視点からやっていただければ、ありがたいと思います。

大田議長 飯田委員、どうぞ。

飯田委員 承知しました。

最終的には、木材需要そのものが増加していくようにならないと、コストの圧縮、流通の効率化だけでは、成長産業とは言えないと思います。その意味で、まさに林野庁または農水省に限定しない形で、木材をより幅広く活用していけるような規制の緩和が必要だと思います。

大田議長 こういうことは、これからワーキング・グループで検討していくということで、よろしいでしょうか。

飯田委員 そうですね。今後は、具体的にどのような形で規制の緩和を求めていくのかということが、大きな目標といたしますか、仕事になるかと思えます。

大田議長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、保育制度の見直しに係る審議状況について、安念座長より御説明をお願いいたします。

安念委員 資料2をごらんください。

簡単な紙でございますが、検討状況は、1にあるとおりでございます。

検討中の改革提案の方向性は2でございますが、大体このようなことを考えております。全国的には、保育の受け皿量が拡大しておりますが、待機児童は地域的に偏在しております。東京を中心とする首都圏と近畿圏、意外という言い方をすれば失礼かもしれませんが、岡山とか、沖縄などにもございまして、大都市だけの問題ではございません。ただ、全国的には、相当解消されておりますので、どういう言い方をしたらいいのか、エリア的な問題、リージョナルな問題だと言うのがいいかもしれません。都市部では、待機児童の数は増加する傾向でございまして、保育所を増設すればするほど、需要を掘り起こす結果になっておりますので、なかなか難しい状況でございます。平成32年度までに整備する、32万人分の受け皿というのが、着実に待機児童解消につながるよう、都道府県、市区町村の多様な取り組みを促す制度改革を提言するつもりでございます。

「-」が主な項目でございますが、受け皿増加に資する行政・事業者間の情報共有と保護者の求める情報の見える化ということでございまして、現在は、保育所を設置する主体も相当多様化されているのですが、それと主な設置主体である基礎自治体との間で、整備計画等について、情報の共有がなかなかできていない場合があるということを聞いておりますので、その情報を共有していただく。

それから、保護者の方には、リアルタイムで見たい情報が見たい深さにないという話もありますし、また、自治体によって、少しずつ仕様が違うといったものを統一したほうがよいのではないかと考えております。

待機児童が多い地域について、都道府県を中核に、広域連携等を通じて、待機児童解消

策を協議する仕組みを創設する。基礎自治体だけの力で及ぶところではございませんので、最終的にはもちろん国の責任でございますけれども、都道府県単位で広域連携をする仕組みをつくってはどうか。もちろんそこにはそれなりの財政的な支援もしていただくことが可能ではないか、可能にできればと思っております。

保育人材の確保のための多様な働き方の受容でございます。短期間保育士の活用などでございますが、自治体によっては、フルタイムの保育士さんとパートタイムの保育士さんの間に、補助金で差を設けるようなところもあると聞いておりますので、その点、いかなものかと考えております。

また、ここは非常にハードルの高いところでございますが、昔からの問題であって、保育士さんを100%配置しなければいけないのかという大問題がございまして、これについても、交渉を進めるつもりでやっております。

迅速な保育所設置の促進でございますが、企業主導型等、多様な担い手の参入が促進されるような提言をしたいと思っております。企業主導型だけではありませんで、典型的には、東京都の認証保育所とか、横浜の横浜保育室のように、自治体で主導することも大変よいアイデアでございますので、そういうものも促進したいと思っております。

これもまた大変ハードルの高い話なのですが、厚労省の全体的な政策は、何といたっても、認可保育所が保育所なのだという考え方でございまして、自治体レベルになりますと、補助金についても、大分イーブンになってきたのですが、国庫からの助成となりますと、どうしても認可保育所中心主義といった残り香がございまして、その点についても、検討しているところでございます。

また、保育所も付加的に有償のサービスを提供してよいのではないかという考え方がございまして、実際、これは現場でできなければ話にならないことですので、現場のありようも探りながら、そういうことが可能かどうか、検討しているところでございます。

繰り返しになるのですが、3は実効性を高める具体策といたしまして、都道府県を中心に、関係市区町村、保育事業者、有識者、必要に応じて関係省庁を加えた、実効性のある関係者全員参加の協議の場を設置するよう、提言をしたいと思っております。もちろんこれは上から強制するわけにはいきませんので、一定基準を満たす都道府県の手挙げによる地域指定と支援策の強化を柱にしたいと考えております。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

八代委員、どうぞ。

八代委員 今、安念座長が説明された内容は、極めて明快なのですが、本日の資料には明記されていません。例えば保育士の基準ですけれども、認可保育所と認証と企業主導型保育所の間では、基準がかなり違うわけですね。そういう場合は、規制改革の基本原則として、一番緩い規制に合わせる。それから、国費の投入比率も大分違うわけで、そういう場

合はイコールドフットイングにする。これも規制改革の基本原則です。

本件については、年内を目途に解決の道筋を示さなければならないので、残された時間は少ないですが、打ち出していくことが重要です。もちろん所管府省の抵抗で、そのままの案で通らない場合は、どうするかという対応もあるわけで、通らない場合も、何らかの形で、これが規制改革推進会議の考える一番基本的な点だということを、必ずどこかに出させていただきたい。各省と合意できるものとできないものをきちっと区別して、できないからといって、最初から落とすということは、絶対にしない。。

それから、最後に言われた実効性を高める具体策は、非常に画期的なものだと思いますが、自治体の協力、特に東京都の協力が不可欠なわけです。その場合にも、東京都の協力を得るなら、東京都が強く求めていた、先ほど安念座長から御説明のあった、国費の認証型保育所への投入というのは、最低限入れないと、協力も得られないのではないかと思います。

福田参事官 今、いただきました御趣旨は、内部で、省庁も含めて検討しております。事務局で引き取らせていただきます。

大田議長 ほかに御意見はございますでしょうか。

八代委員 これはほかのワーキング・グループも共通する点なのですが、先ほども申し上げましたように、各省が受け入れたものは、もちろん反映されるのですが、受け入れられなかったものも、答申などに書くという原則は、守られているわけでしょうか。

大田議長 既に答申は一度出ておりますので、書き方については、十分に御存じだと思いますが、実施計画に結びつく部分は、しっかりと期限を明記した上で書く。しかし、答申の総論部分には私どもの考え方も書かれているわけで、今回、実行できないけれども、引き続きやっていくものなども書き込まれております。

八代委員 ありがとうございます。

大田議長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。江田委員、どうぞ。

江田委員 企業の立場からの意見かもしれないのですけれども、今、働き手の不足が非常に逼迫しております。仕事、企業があるところに、保育のニーズもあると思っておりますが、具体的に企業主導型、例えば企業にとってみても、保育の面で、心配しないで働ける職場というのは、アピールの1つにもなるかと思うのですが、そういった点で、具体的にお考えの点があるのであれば、教えていただきたいと思いました。

大田議長 どうぞ。

安念委員 1つは、企業主導型と認定保育所の間に、補助金その他、開設においての条件で違いがあるのであれば、それをイーブンにしたい。これは古典的な話でございます。

もう一つは、江田委員もよく御存じだと思うのですが、国も企業主導型保育に、待機児童対策としても期待するところが多くて、積極的に進めているのですが、その中での地域枠がございませぬ。一定のところまで、地域のお子さんを受け入れなければならない、あるいはそれ以上受け入れてはならないという意味もあるかもしれませんが、地域枠がござい

ますので、これを何とか柔軟にできないか。でき得れば、撤廃が一番いいのかもしれませんが、そこまでいなくても、もっとフレキシブルに運用することによって、場合によっては、企業の従業員のお子さんの方が多いこともあるだろうし、時によっては、地域住民のお子さんの方が多いこともあるだろうし、どちらでもいいのではないかとということで、運用できればいいと思っております。

大田議長 どうぞ。

江田委員 先ほど安念先生がリージョンの違いをおっしゃっていたのですけれども、いろんな場合があると思いますので、柔軟にお考えいただくと、企業で、お母さんたち、お父さんたちが心配せずに働けるといいますし、ニーズは本当に切迫しております。よろしく願いいたします。

安念委員 しかと承りました。ありがとうございます。励ましをいただきまして、大変勇気づけられます。

大田議長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、3番目、電波割り当て制度の改革に係る審議状況について、原座長より御説明をお願いいたします。

原委員 ありがとうございます。

電波割り当て制度について、議論をしております。

資料3の目的というところですが、私たちがこの御議論をしているのは、Society5.0において、新たな電波利用ニーズが拡大をしていく。これは、IoT、自動走行、自動飛行、動画配信での大容量の配信など、さまざまな形で電波の利用ニーズが拡大をしていきます。これに向けて、国民の財産である電波を最大限有効に活用して、機動的に再配分するために、どのような制度が最適なのかという議論をしております。

議論の柱立てですが、項目がいろいろと並んでしまっているので、見づらいかもかもしれませんが、大きく分けますと、第一に、電波の割り当て状況、利用状況の見える化をするということです。

2つ目の柱として、非効率に利用されている帯域があるとすれば、それをいかに再編して、いかに新たな用途に使うための帯域として確保するのかという方策を検討しております。

3つ目に、その上で、新しい帯域をどのように割り当てていくのか。

4つ目に、利用料体系をどうするのか。

こうした柱立てで、議論をしているわけでございます。

これまでも8回ほど議論をしておりますして、総務省とも方向性が相当程度一致しつつある項目もあります。一方で、まだ大きく乖離をしている項目もございます。

大きく乖離している項目として、3つございますので、その3点を中心に、きょうは御報告をしたいと思います。

第一に、資料でいきますと、2ページのオークションと比較審査という論点でございま

す。オークションか、比較審査なのかという議論は、従前からございます。

オークション慎重論の立場からは、従来からずっと言われていることですが、オークションを導入すると、インフラ整備がおくれるのではないかと、あるいは利用者の料金が上がってしまうのではないかと、また、外資が入ってくることによって、安全保障上の問題があるのではないかとといった御懸念が指摘をされています。

一方で、推進論の側からすると、こうした問題は、条件をつけることによって、制度設計で解決できるのではないかとといった議論がなされているわけでございます。

こうした中で、今、私たちがしている議論ですが、オークションについて、推進論の1点目でも書いておりますが、OECD加盟諸国のうち、今、導入されていないのは、日本だけになりました。また、途上国のインドやタイなどでも、導入をされています。こうした中で、日本だけ、オークション制度を導入しない理由があるのかどうか。少なくとも制度の選択肢として、用意すべきではないかという議論をしております。この点は、まだ折り合っておりません。これが1点目です。

4ページに移っていただきまして、具体的な適用として書いておりますが、さらなる有効活用の余地のある蓋然性の高い領域として、公共部門、放送部門という2つを大きく取り上げております。

公共用の帯域をいかに効率化できるかという点でございます。これまで、我が国では、公共部門、例えば警察庁、消防、防災、防衛省、国交省といった、それぞれの行政機関が、それぞれに自前の通信網を構築して、運用しています。一方で、各国での動きとしては、行政機関それぞれに自前の通信網をつくるのではなく、共同で利用できる通信網を構築するという動きが進んでいます。

これはなぜやっているかという点と、それによって、帯域の有効利用を図ることができる、同時に、機関相互での連携を図ることができる、画像を共有するといったことを含めて、機能を強化することができる、そういった視点でなされているわけです。

この問題については、総務省の懇談会で、3年前に、共同利用型のLTE、通信網を構築すべきだという提言がなされていまして。ところが、提言がなされた後、具体的な実現に向けた動きは、非常に鈍かった。今回、私たちは、各省庁にお話を聞いておりますが、そんな話があったのですか、LTEとは何ですかという状況で、全く検討がなされていない。3年たってもなされていないという状況でございますので、これは早急に進めたいということで、議論をしております。ここは総務省さんというよりは、むしろ各行政機関との関係で、まだお話がついていないところでございます。

3点目、放送用に割り当てられている帯域でございます。特に地上波のテレビ放送の帯域ということではいいまして、現在、40チャンネル分の帯域が全国で確保されています。しかし、皆さん、御存じのとおり、地上波で見られるチャンネルの数は、関東近県でいっても、せいぜい10であります。地方にいくと、はるかに少なかったりするわけでございます。これをもっと効率化できる余地はないのかという議論も、従前からございます。

この議論も、私たちは、ワーキング・グループで何回かしておりますが、総務省さん、また、放送業界さんは、技術的に困難であるとおっしゃっています。全く不可能であるとまではおっしゃいませんが、困難であるということをおっしゃっています。ここは、私たちは、さらに議論を続けていきたいと考えております。

この議論をする上で、より大きな視点で考えると、4K、8Kが導入されていく、また、5Gの実現に伴って、通信と放送のさらなる融合が進んでいく。スマホでテレビ放送が見られるような時代というのは、遠からずやってくる中で、そもそも放送電波は、今後どうなっていくのか、また、放送や関連の産業の将来像をどう描いていくのか、こういった未来像も踏まえた議論を、私たちは、引き続きやっていかないといけないのではないかという議論をやっているところでございます。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をどうぞ。

森下委員、どうぞ。

森下委員 私も投資等ワーキング・グループに出させてもらっていますけれども、総務省の姿勢がかたいというか、議論がなかなか進まないのですが、日本だけオークションがないというのは、議長も何回も言われていますけれども、どう考えても、制度自体がそこを欠いているのはおかしいのではないかと。する、しないは別にして、制度上は均等にすべきだろうということで、これからさらに頑張って総務省とやらなければいけないと思えますけれども、ただ、向こうに理はないと思えますので、原座長と一緒に勝ち取る方向で、議論ができればと思います。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。江田委員、どうぞ。

江田委員 来るべき5Gの世界で、日本に輝いてほしいと思えますし、そのチャンスは十分にある、まだ間に合うタイミングだと思っております。

今の森下先生の点、オークションなのですけれども、インフラ整備遅延への懸念、事業者の研究開発力が衰える、これはこういった観点から、このような慎重論が出るのか、教えていただけますでしょうか。

原委員 お金の負担が生じることによって、インフラの設備投資に充てられるはずのお金を使わないといけなくなるということをおっしゃっているということです。これはワーキング・グループの中でも議論していますけれども、金額次第ということだろうと思っています。5Gに向けての投資規模は、数兆円規模でかかるわけですが、恐らくオークションで支払う金額は、1兆円だとしても、20年分で割れば、年間500億とか、そういった規模でございますので、それが本当に設備投資を阻害するような規模の金額なのかどうかといった議論も、私たちのワーキング・グループの中ではしております。

大田議長 よろしいですか。

江田委員 ありがとうございます。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。

江田委員 金額の点というのは、例えば過去にかなり金額がつけられて、全体のスピードが遅くなってしまったヨーロッパの件なども思い出されますので、仕組み的なところで、柔軟性を持って動ける、あるいはマーケットの価値がいち早く競争を通じて伝えられるような形でのやり方も、工夫のしようがあると感じました。柔軟性を持った電波の使い方というのは、5Gの世界では必須だと思いますので、力強い議論をお願いしたいと思います。

原委員 ありがとうございます。

まさに制度設計次第だと考えておまして、インフラの整備が遅延する問題に対しては、条件をつける。オークションだからといって、価格だけで全てを決める、また、価格をどんどん競り上げ式でつり上げていって、幾らでも値段が上がってしまうというだけではなく、条件のつけ方、制度設計のやり方によって、問題を解決するようなやり方はあり得る。それこそ、申し上げましたように、OECD諸国で、日本以外は全て導入している中で、多くの国が既にさまざまな成功と失敗を積み重ねてきていますから、私たちはそれを踏まえた制度設計をやればいいのかと思っております。

大田議長 飯田委員、どうぞ。

飯田委員 まさに35カ国中、最後の国になったというのは、1つ、利点がありまして、ある意味では、他国の試行錯誤の経過を全部受け入れた上で、制度設計できる、いわゆるガーシェンクロン仮説というもので、その意味でも、導入の意義は非常に大きい。

オークションに対して、総務省、いわゆる規制監督官庁が慎重であるのはわかるのですが、その一方で、業界全体、新規参入を目指しているところも、既存の業者も、そこまで温度が高いイメージを受けないのです。電波オークションに関する要望というのが、少なくとも業者間でも大きな盛り上がりを見せないのか。むしろ事業者が強く要望していく、そういった声を集めていくといったところも、この問題の政治的な実現には必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

原委員 全くそのとおりだと思っておまして、私たちは、この議論をすることによって、むしろ新規参入を促進する効果、この議論自体に、そういう効果があるのではないかと考えています。引き続き、そういった努力はしていきたいと思っています。

飯田委員 ありがとうございます。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。林委員、どうぞ。

林委員 ありがとうございます。

この議論が難しいということは、重々承知しているのですが、2点、申し上げたいと思います。

まず、日本においては、オークションという手法以前の問題として、「放送と通信の融合」がかなり遅れているのは事実だと思います。大きな枠組みとして、放送と通信の融合を考えなければならない状況であり、総務省がどうかということではなくて、国全体とし

て、省庁の枠組みを超えて、一度、枠組み自体を見直すべきと思います。

2点目です。Society5.0の絵姿の中で、国民生活の利便性を格段に上げることを、我々は目指しています。8Kの高度高精細の画像を実際に通信するためには、5G、第5世代のスピードで送信する必要があり、8Kと5Gが組み合わさって、初めてSociety5.0が実現できる状況になりました。8Kと5Gの組み合わせをもってなるSociety5.0の絵姿を実現する上で、今のようなやり方で対応できるのか。今までの手法で成長戦略をするということで、オークションにどれだけメリットがあるかという、先を見越した議論をすべきだと思います。

1つ、付言させていただきたいのですが、昨今、NHKは公共放送をインターネットで同時送信すると言い出しています。私は、放送法上、根拠はないと思っておりますが、今まで、NHKは、受信機設置により、NHKの事業の維持運営のための「特殊な負担金」として、受信料支払義務が発生すると主張し、事実上支払を強制してきました。その「受信料方式」とNHKが呼んでいるものを、まさにインターネット放送についても、インターネット放送を受信できる機器を持った者に適用しようと、NHKは言い出しているわけであります。

12月6日に、最高裁判所大法廷において、放送法の解釈に関する判決が下ります。これは個別の事案の判決にとどまらず、放送と通信の融合の問題にかかわってまいりますので、規制改革推進会議での議論も、先を見据えた議論になりますよう、期待しております。

大田議長 八代委員、どうぞ。

八代委員 ありがとうございます。

まさに、今、林委員がおっしゃった点がかかわると思いますが、その前に、飯田委員がおっしゃった、なぜ普通の規制改革みたいに、事業者から要望が出ないのかということ、今の事業者は、みんな既得権を持っているからであって、現状が一番ありがたい。オークションを望むような事業者というのは、新規参入者なのですが、それが日本では非常に小さいし、余り声が出てこないというのが、最大の問題だと思います。

これは外資の参入をどう考えるかともかかわります。普通、こういう場合には、外国が閉鎖的な市場を開放しろと言ってくるのですが、逆に外資を排除する規定がないからだめだという、逆立ちした議論がある。具体的に外資が入ってきたら、どんな安全保障上の問題があるのかということをきちっと検討して、もしあるなら、外資を規制する規定をつけた上でやる。この点は、検討する必要があるというのが1つです。

大田議長 原座長、お願いします。

原委員 ありがとうございます。

安全保障上の問題でございます。これは大変重要な問題だと思っております。一方で、外資が入ってくるという問題は、オークションになって、初めて出てくる問題ではないと思います。実際に比較審査でも外資は入ってくる。現実にもこれまでも入ってきた例があるわけでございます。したがって、安全保障上の問題をきちんと議論することは、大変重要なことだと思いますが、これはオークションか、比較審査かという議論ではなく、それとは切り離して、検討をするべき課題ではないかと思っております。

林委員から、比較審査がちゃんと機能するののかという御指摘がございました。これまで総務省さんがずっとおっしゃってきたのは、比較審査を含めて、総務省が割り当てをすることによって、最適な割り当てができるのです、最も適切な用途で、最も適切な人に割り当てることができるのですということだと思います。ただ、結果として、何が起きてきたかということ、必ずしもそうではない。

例えば1つ例を挙げれば、NOTTVという、マルチメディア放送がありましたが、これは総務省が割り当てをされて、結果として、その事業は、今、停止をされ、その帯域が有効に利用されていないという状況が続いているわけでございます。総務省の割り当てによって、こうした問題が生じることはある。こうした問題も、私たちのワーキング・グループの中では議論をしてきております。

総務省さんも、現行の割り当て方式が、完璧だとは言いませんということは、お認めをいただいております。今後、5Gに向けての割り当てをする中で、最適な割り当て方式を検討していくことについても、御同意をいただいていると思っております。その中で、いかに最適な割り当て手法を実現できるようにしていくのかということ、総務省さんと一緒に議論していければと思っております。

以上です。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

この3つの案件につきましては、年内をめどに解決の道筋を示すべき重要事項に位置づけておりますので、6月の答申とは別に、近日中に答申として取りまとめ、総理に御提出したいと考えております。

各座長におかれましては、引き続き、御検討を進めていただきますよう、また、委員の皆様にも御参画いただけますよう、お願いいたします。

答申の最終的な内容につきましては、私、議長代理、各座長を中心に、調整を進めたいと思っております。

ここで、報道関係が入室いたします。

(報道関係者入室)

大田議長 それでは、梶山大臣、御挨拶をお願いいたします。

梶山大臣 委員各位におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。

本日は、「森林・林業」に関する提言について、飯田座長より御報告をいただくとともに、「保育」、「電波」に関する制度改革について、安念座長、原座長より審議状況の御説明をいただきました。

9月の規制改革推進会議において、総理から「保育制度の見直しは不可欠、電波割当制度の改革は待ったなし」との早期解決に向けた強い決意が示されております。短期集中の議論となりますが、骨太な改革の提案に向けて、引き続き活発な御議論をお願いいたします。

私も担当大臣として、関係省庁との調整などを含め、全力でサポートしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大田議長 大臣、ありがとうございます。引き続きのサポートをよろしくお願いいたします。

以上により、本日の議事は、全て終了いたしました。

報道関係の方は、恐縮ですが、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 事務局から何かありますか。

佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、御連絡をいたします。

大田議長 それでは、これで、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。